

新旧対照表

○特定個人情報保護評価書(国民健康保険に関する事務 全項目評価書)

新	旧								
<p>特定個人情報保護評価書(全項目評価書)</p>	<p>特定個人情報保護評価書(全項目評価書)</p>								
表紙	表紙								
項目一覧	項目一覧								
I 基本情報	I 基本情報								
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務								
<table border="1"> <tr> <td style="background-color: #ffff00;">①事務の名称</td> <td>※本項目は変更がないため記載を省略する。(以下「略」の表示がある場合は全て同じ。)</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #ffff00;">②事務の内容</td> <td> <p>国民健康保険法（昭和三十二年法律第九十二号）による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。</p> <p>〈概要〉</p> <p>国民健康保険は、国民健康保険法に基づき、同法第6条の適用除外事由に該当せず、区内に適法に住所を有する者を被保険者とする医療保険制度である。区が保険者となり、保険料の賦課・徴収及び保険給付を行う。</p> <p><u>なお、平成27年5月の国民健康保険法の改正により、平成30年度以降は都道府県も当該都道府県内の区市町村とともに国民健康保険の保険者として、国保財政運営の責任主体となり、納付金額の算定や、標準保険料率の算定等の事務を行う。</u></p> <p>区は、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>〈事務内容〉</p> <p>①資格取得（フロー図「資格取得（転入・出生を除く）」「資格取得（転入・出生）」参照）</p> </td> </tr> </table>	①事務の名称	※本項目は変更がないため記載を省略する。(以下「略」の表示がある場合は全て同じ。)	②事務の内容	<p>国民健康保険法（昭和三十二年法律第九十二号）による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。</p> <p>〈概要〉</p> <p>国民健康保険は、国民健康保険法に基づき、同法第6条の適用除外事由に該当せず、区内に適法に住所を有する者を被保険者とする医療保険制度である。区が保険者となり、保険料の賦課・徴収及び保険給付を行う。</p> <p><u>なお、平成27年5月の国民健康保険法の改正により、平成30年度以降は都道府県も当該都道府県内の区市町村とともに国民健康保険の保険者として、国保財政運営の責任主体となり、納付金額の算定や、標準保険料率の算定等の事務を行う。</u></p> <p>区は、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>〈事務内容〉</p> <p>①資格取得（フロー図「資格取得（転入・出生を除く）」「資格取得（転入・出生）」参照）</p>	<table border="1"> <tr> <td style="background-color: #ffff00;">①事務の名称</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #ffff00;">②事務の内容</td> <td> <p>国民健康保険法（昭和三十二年法律第九十二号）による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。</p> <p>〈概要〉</p> <p>国民健康保険は、国民健康保険法に基づき、同法第6条の適用除外事由に該当せず、区内に適法に住所を有する者を被保険者とする医療保険制度である。区が保険者となり、保険料の賦課・徴収及び保険給付を行う。</p> <p>区は、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>〈事務内容〉</p> <p>①資格取得（フロー図「資格取得（転入・出生を除く）」「資格取得（転入・出生）」参照）</p> </td> </tr> </table>	①事務の名称	略	②事務の内容	<p>国民健康保険法（昭和三十二年法律第九十二号）による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。</p> <p>〈概要〉</p> <p>国民健康保険は、国民健康保険法に基づき、同法第6条の適用除外事由に該当せず、区内に適法に住所を有する者を被保険者とする医療保険制度である。区が保険者となり、保険料の賦課・徴収及び保険給付を行う。</p> <p>区は、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>〈事務内容〉</p> <p>①資格取得（フロー図「資格取得（転入・出生を除く）」「資格取得（転入・出生）」参照）</p>
①事務の名称	※本項目は変更がないため記載を省略する。(以下「略」の表示がある場合は全て同じ。)								
②事務の内容	<p>国民健康保険法（昭和三十二年法律第九十二号）による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。</p> <p>〈概要〉</p> <p>国民健康保険は、国民健康保険法に基づき、同法第6条の適用除外事由に該当せず、区内に適法に住所を有する者を被保険者とする医療保険制度である。区が保険者となり、保険料の賦課・徴収及び保険給付を行う。</p> <p><u>なお、平成27年5月の国民健康保険法の改正により、平成30年度以降は都道府県も当該都道府県内の区市町村とともに国民健康保険の保険者として、国保財政運営の責任主体となり、納付金額の算定や、標準保険料率の算定等の事務を行う。</u></p> <p>区は、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>〈事務内容〉</p> <p>①資格取得（フロー図「資格取得（転入・出生を除く）」「資格取得（転入・出生）」参照）</p>								
①事務の名称	略								
②事務の内容	<p>国民健康保険法（昭和三十二年法律第九十二号）による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。</p> <p>〈概要〉</p> <p>国民健康保険は、国民健康保険法に基づき、同法第6条の適用除外事由に該当せず、区内に適法に住所を有する者を被保険者とする医療保険制度である。区が保険者となり、保険料の賦課・徴収及び保険給付を行う。</p> <p>区は、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>〈事務内容〉</p> <p>①資格取得（フロー図「資格取得（転入・出生を除く）」「資格取得（転入・出生）」参照）</p>								

新	旧
<p>・他保険からの離脱等の場合 世帯主等から国民健康保険資格取得届及び必要書類の提出を受け、システムに入力し被保険者証等を交付する。</p> <p>・転入・出生等の場合 世帯主等から転入・出生等の届出を受け、国民健康保険の被保険者となる場合は区民課での転入処理時にシステムに入力し、被保険者証等を交付する。</p> <p>②資格喪失（フロー図「資格喪失（転出・死亡・職権消除を除く）」「資格喪失（転出・死亡・職権消除）」参照）</p> <p>・他保険への加入等の場合 世帯主等から国民健康保険資格喪失届及び必要書類の提出を受け、システムに入力する。</p> <p>・転出・死亡・職権消除等の場合 世帯主等から転出・死亡等の届出があった場合、又は住民登録が職権消除となった場合、住民基本台帳情報と連動し、資格を喪失する。 ただし修学中の学生に関する被保険者の特例に該当する場合（マル学）、又は法で定める特定の施設に住所を異動し、入院又は入所する場合（住所地特例）は、当区の被保険者とする。</p> <p>③転居・世帯主変更等（フロー図「転居・世帯主変更等」参照） 世帯主等から氏名・世帯・世帯主変更等の届出があった場合、住民基本台帳情報の変更と連動して資格・世帯情報を変更し、被保険者証等を交付する。</p> <p>④被保険者証等再交付（フロー図「被保険者証等再交付」参照） 世帯主等から被保険者証・高齢受給者証等の紛失・盗難等による再交付申請を受け、再交付を行う。</p> <p>⑤保険料賦課・通知（フロー図「当初賦課」「月例賦課」参照）</p>	<p>・他保険からの離脱等の場合 世帯主等から国民健康保険資格取得届及び必要書類の提出を受け、システムに入力し被保険者証等を交付する。</p> <p>・転入・出生等の場合 世帯主等から転入・出生等の届出を受け、国民健康保険の被保険者となる場合は区民課での転入処理時にシステムに入力し、被保険者証等を交付する。</p> <p>②資格喪失（フロー図「資格喪失（転出・死亡・職権消除を除く）」「資格喪失（転出・死亡・職権消除）」参照）</p> <p>・他保険への加入等の場合 世帯主等から国民健康保険資格喪失届及び必要書類の提出を受け、システムに入力する。</p> <p>・転出・死亡・職権消除等の場合 世帯主等から転出・死亡等の届出があった場合、又は住民登録が職権消除となった場合、住民基本台帳情報と連動し、資格を喪失する。 ただし修学中の学生に関する被保険者の特例に該当する場合（マル学）、又は法で定める特定の施設に住所を異動し、入院又は入所する場合（住所地特例）は、当区の被保険者とする。</p> <p>③転居・世帯主変更等（フロー図「転居・世帯主変更等」参照） 世帯主等から氏名・世帯・世帯主変更等の届出があった場合、住民基本台帳情報の変更と連動して資格・世帯情報を変更し、被保険者証等を交付する。</p> <p>④被保険者証等再交付（フロー図「被保険者証等再交付」参照） 世帯主等から被保険者証・高齢受給者証等の紛失・盗難等による再交付申請を受け、再交付を行う。</p> <p>⑤保険料賦課・通知（フロー図「当初賦課」「月例賦課」参照）</p>

新	旧
<p>被保険者・被保険者でない世帯主・特定同一世帯所属者の前年の所得情報に基づき賦課決定処理を行い、保険料額を確定する。</p> <p>被保険者の資格・所得情報の異動の都度、月次で賦課決定処理を行う。</p> <p>確定した保険料額については保険料額通知書及び納付書を出し、納付義務者である世帯主宛てに送付する。</p> <p>⑥保険料減免（フロー図「保険料減免」参照）</p> <p>旧被扶養者・収監による減免申請があった場合、減免可否を決定する。生活困難や災害による減免申請があった場合、収入、資産等の調査を行い、減免可否を決定する。決定後は減免承認・不承認決定通知書を世帯主へ送付する。</p> <p>⑦非自発的失業者保険料軽減（フロー図「非自発的失業者保険料軽減」参照）</p> <p>特例対象被保険者等（非自発的失業者）に係る届出があった場合、失業給付関係情報を確認・入力し、保険料の再計算を行う。</p> <p>⑧保険料年金特別徴収（フロー図「保険料年金特別徴収」参照）</p> <p>年金特徴対象世帯主のうち、口座振替納付を希望する者に口座振替依頼書の提出を求める。その提出後は〈事務内容〉（国保料収納）⑥⑦に同じ。年金特別徴収については、特別徴収依頼データを作成し、東京都国民健康保険団体連合会を経由して年金保険者に徴収を依頼する。</p> <p>⑨各種給付金の支給（フロー図「高額療養費の支給」「高額介護合算療養費の支給」「療養費・移送費の支給」「療養費（委任払い）の支給」「特別療養費の支給」「出産育児一時金の支給」「葬祭費の支給」参照）</p> <p>世帯主等から申請を受け、高額療養費・高額介護合算療養費・療養費・移送費・特別療養費・出産育児一時金・</p>	<p>被保険者・被保険者でない世帯主・特定同一世帯所属者の前年の所得情報に基づき賦課決定処理を行い、保険料額を確定する。</p> <p>被保険者の資格・所得情報の異動の都度、月次で賦課決定処理を行う。</p> <p>確定した保険料額については保険料額通知書及び納付書を出し、納付義務者である世帯主宛てに送付する。</p> <p>⑥保険料減免（フロー図「保険料減免」参照）</p> <p>旧被扶養者・収監による減免申請があった場合、減免可否を決定する。生活困難や災害による減免申請があった場合、収入、資産等の調査を行い、減免可否を決定する。決定後は減免承認・不承認決定通知書を世帯主へ送付する。</p> <p>⑦非自発的失業者保険料軽減（フロー図「非自発的失業者保険料軽減」参照）</p> <p>特例対象被保険者等（非自発的失業者）に係る届出があった場合、失業給付関係情報を確認・入力し、保険料の再計算を行う。</p> <p>⑧保険料年金特別徴収（フロー図「保険料年金特別徴収」参照）</p> <p>年金特徴対象世帯主のうち、口座振替納付を希望する者に口座振替依頼書の提出を求める。その提出後は〈事務内容〉（国保料収納）⑥⑦に同じ。年金特別徴収については、特別徴収依頼データを作成し、東京都国民健康保険団体連合会を経由して年金保険者に徴収を依頼する。</p> <p>⑨各種給付金の支給（フロー図「高額療養費の支給」「高額介護合算療養費の支給」「療養費・移送費の支給」「療養費（委任払い）の支給」「特別療養費の支給」「出産育児一時金の支給」「葬祭費の支給」参照）</p> <p>世帯主等から申請を受け、高額療養費・高額介護合算療養費・療養費・移送費・特別療養費・出産育児一時金・</p>

新	旧
<p>葬祭費の支給を行う。</p> <p>⑩限度額適用認定証の交付（フロー図「限度額適用認定証の交付」参照）</p> <p>世帯主等から申請を受け、限度額適用認定証を交付する。</p> <p>⑪特定疾病療養受療証の交付（フロー図「特定疾病療養受療証の交付」参照）</p> <p>世帯主等から申請を受け、特定疾病療養受療証を交付する。</p> <p>⑫一部負担金の減免（フロー図「一部負担金の減免」参照）</p> <p>生活困難や災害による減免申請があった場合、収入、資産等の調査を行い、減免可否を決定する。決定後は減免可否決定通知書を世帯主へ、一部負担金免除証明書を医療機関へ送付する。</p> <p>⑬第三者行為の届出（フロー図「第三者行為の届出」参照）</p> <p>第三者行為により怪我をした世帯主等から届出があった場合、本人に代わり第三者に医療費の求償を行う。</p> <p>⑭他の給付との調整（フロー図「他の給付との調整」参照）</p> <p>他法令による給付がある者については、二重給付として過誤・再審査処理を行う。</p> <p>⑮結核医療給付金受給者証の交付（フロー図「結核医療給付金受給者証の交付」参照）</p> <p>世帯主等から申請を受け、結核医療給付金受給者証を交付する。</p> <p>⑯国保受給者証（精神通院）の交付（フロー図「国保受給者証（精神通院）の交付」参照）</p> <p>世帯主等から申請を受け、国保受給者証（精神通院）を交付する。</p> <p>⑰基準収入額適用申請（フロー図「基準収入額適用申請」参照）</p>	<p>葬祭費の支給を行う。</p> <p>⑩限度額適用認定証の交付（フロー図「限度額適用認定証の交付」参照）</p> <p>世帯主等から申請を受け、限度額適用認定証を交付する。</p> <p>⑪特定疾病療養受療証の交付（フロー図「特定疾病療養受療証の交付」参照）</p> <p>世帯主等から申請を受け、特定疾病療養受療証を交付する。</p> <p>⑫一部負担金の減免（フロー図「一部負担金の減免」参照）</p> <p>生活困難や災害による減免申請があった場合、収入、資産等の調査を行い、減免可否を決定する。決定後は減免可否決定通知書を世帯主へ、一部負担金免除証明書を医療機関へ送付する。</p> <p>⑬第三者行為の届出（フロー図「第三者行為の届出」参照）</p> <p>第三者行為により怪我をした世帯主等から届出があった場合、本人に代わり第三者に医療費の求償を行う。</p> <p>⑭他の給付との調整（フロー図「他の給付との調整」参照）</p> <p>他法令による給付がある者については、二重給付として過誤・再審査処理を行う。</p> <p>⑮結核医療給付金受給者証の交付（フロー図「結核医療給付金受給者証の交付」参照）</p> <p>世帯主等から申請を受け、結核医療給付金受給者証を交付する。</p> <p>⑯国保受給者証（精神通院）の交付（フロー図「国保受給者証（精神通院）の交付」参照）</p> <p>世帯主等から申請を受け、国保受給者証（精神通院）を交付する。</p> <p>⑰基準収入額適用申請（フロー図「基準収入額適用申請」参照）</p>

新	旧
<p>70歳以上の被保険者について、世帯主等から基準収入額適用申請を受けて負担割合判定を行い、高齢受給者証を交付する。</p> <p><u>⑱国民健康保険団体連合会情報連携（フロー図「国民健康保険団体連合会情報連携」参照）</u></p> <p><u>平成30年度から都道府県単位で被保険者情報を集約し管理するため、杉並区の被保険者に資格異動があった際は、その被保険者の資格異動情報を、東京都の委託先である東京都国民健康保険団体連合会へ提供する。また、杉並区は東京都国民健康保険団体連合会が集約した被保険者情報のうち杉並区に関するものを受信し、杉並区で保有する被保険者情報を更新する。</u></p> <p>以下の事務は国民健康保険に関する事務のうち、個人番号を扱わない事務</p> <p>〈事務内容〉</p> <p>①国保料収納（フロー図「国保料収納窓口業務」参照） 来窓した被保険者等からの保険料を収納する。必要に応じて納付書を発行する。</p> <p>②納付済額応答（フロー図「国保料収納窓口業務」参照） 納付済み保険料額の間合せに対し、納付済み保険料額を検索して回答する。</p> <p>③国保料納付相談（フロー図「国保料納付相談」参照） 被保険者等から納付についての相談申し入れに対し、収納状況・相談経過などを参照して納付相談を行う。相談の結果に応じて分割納付書の発行等を行う。</p> <p>④執行停止処理（フロー図「国保料徴収執行停止」参照） 国民健康保険システムから出力された該当者の一覧をもとにして、執行停止の可否を判断し、該当者については執行停止の旨をデータ入力する。</p> <p>⑤還付支出処理（フロー図「国保料還付支出」参照） 国民健康保険システムから出力された還付対象者宛の帳票について、最新の収納状況を確認して発送。還付</p>	<p>70歳以上の被保険者について、世帯主等から基準収入額適用申請を受けて負担割合判定を行い、高齢受給者証を交付する。</p> <p>以下の事務は国民健康保険に関する事務のうち、個人番号を扱わない事務</p> <p>〈事務内容〉</p> <p>①国保料収納（フロー図「国保料収納窓口業務」参照） 来窓した被保険者等からの保険料を収納する。必要に応じて納付書を発行する。</p> <p>②納付済額応答（フロー図「国保料収納窓口業務」参照） 納付済み保険料額の間合せに対し、納付済み保険料額を検索して回答する。</p> <p>③国保料納付相談（フロー図「国保料納付相談」参照） 被保険者等から納付についての相談申し入れに対し、収納状況・相談経過などを参照して納付相談を行う。相談の結果に応じて分割納付書の発行等を行う。</p> <p>④執行停止処理（フロー図「国保料徴収執行停止」参照） 国民健康保険システムから出力された該当者の一覧をもとにして、執行停止の可否を判断し、該当者については執行停止の旨をデータ入力する。</p> <p>⑤還付支出処理（フロー図「国保料還付支出」参照） 国民健康保険システムから出力された還付対象者宛の帳票について、最新の収納状況を確認して発送。還付</p>

新		旧	
	<p>対象者から返送された口座振替依頼書について還付金を支出する。</p> <p>⑥口座振替依頼書受理（フロー図「口座振替依頼書受理」参照）</p> <p>新規加入ならびに口座振替納付申し出た世帯主へ口座振替依頼書を発送するとともに、返送された口座振替依頼書の点検を行う。</p> <p>⑦振替口座登録・保険料振替（フロー図「振替口座登録・保険料振替」参照）</p> <p>口座振替依頼書を金融機関に発送し、その返信を受けて保険料の口座振替に係る情報を国民健康保険システムに登録。これを基に月々の保険料口座振替データを作成し、金融機関に口座振替を依頼する。</p> <p>⑧滞納処分（差押え）（フロー図「滞納処分（差押え）1/2」「滞納処分（差押え）2/2」参照）</p> <p>催告に応じない納付義務者について、その財産の差押えを行う。差押え後の納付相談等によって、差押えの解除や差押え財産の取立てによる滞納保険料の充当納付を行う。</p> <p>〈事務フロー〉 別紙参照</p>		<p>対象者から返送された口座振替依頼書について還付金を支出する。</p> <p>⑥口座振替依頼書受理（フロー図「口座振替依頼書受理」参照）</p> <p>新規加入ならびに口座振替納付申し出た世帯主へ口座振替依頼書を発送するとともに、返送された口座振替依頼書の点検を行う。</p> <p>⑦振替口座登録・保険料振替（フロー図「振替口座登録・保険料振替」参照）</p> <p>口座振替依頼書を金融機関に発送し、その返信を受けて保険料の口座振替に係る情報を国民健康保険システムに登録。これを基に月々の保険料口座振替データを作成し、金融機関に口座振替を依頼する。</p> <p>⑧滞納処分（差押え）（フロー図「滞納処分（差押え）1/2」「滞納処分（差押え）2/2」参照）</p> <p>催告に応じない納付義務者について、その財産の差押えを行う。差押え後の納付相談等によって、差押えの解除や差押え財産の取立てによる滞納保険料の充当納付を行う。</p> <p>〈事務フロー〉 別紙参照</p>
③対象人数	略	③対象人数	略
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム		2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1～4		システム1～4	
システム5		システム5	
①システムの名称	国保情報集約システム	①システムの名称	
②システムの機能	<p>国保情報集約システムは、区市町村ごとに保有する国民健康保険の被保険者情報を、都道府県単位で集約し管理することを目的とする情報システムであり、国民健康保険団体連合会が運用・管理を行う。区市町村には、国保情報集約システムに情報を送受信するための「国保情報集約システム連携用端末機（以下「連携用端末機」とい</p>	②システムの機能	

新		旧	
	<p>う。)」のみ設置する。</p> <p><u>1. 資格継続業務</u> 区市町村において被保険者の資格異動があった場合に、区市町村の連携用端末機を通じて送付された資格異動情報を受信する。また2で作成した被保険者情報を、区市町村の連携用端末機からの取得要求を受けて提供する。</p> <p><u>2. 資格異動情報集約処理</u> 資格異動情報を取り込み被保険者情報を更新し、送付元区市町村の被保険者情報を作成する。</p> <p><u>3. 画面照会</u> 連携用端末機の画面により、国保情報集約システムの被保険者情報を確認する。</p>		
<b>③他のシステムとの接続</b>	<input type="checkbox"/> その他（国民健康保険システム）	<b>③他のシステムとの接続</b>	
<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>		<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
(1) 国民健康保険ファイル (2) 住民登録者等記録ファイル (3) 中間サーバコネクタDBファイル (4) 情報連携ファイル <u>(5) 資格異動情報ファイル</u>		(1) 国民健康保険ファイル (2) 住民登録者等記録ファイル (3) 中間サーバコネクタDBファイル (4) 情報連携ファイル	
<b>4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由</b>		<b>4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由</b>	
<b>①事務実施上の必要性</b>	<p>杉並区では、以下の5ファイルを下記に記載の必要性から取り扱う。</p> <p>1. 国民健康保険ファイル</p> <p>・住民基本台帳情報及び住民税関係情報に個人番号が管理されるようになるため、被保険者の資格情報や所得情報をより的確かつ効率的に把握し、国民健康保険料の公平・公正な賦課を行う。また、国や他自治体等と情報を連携することで、被保険者や区が各種証明書等を取得するために要している手間や手続きを省略化し、被保険者の利便性の</p>	<b>①事務実施上の必要性</b>	<p>杉並区では、以下の4ファイルを下記に記載の必要性から取り扱う。</p> <p>1. 国民健康保険ファイル</p> <p>・住民基本台帳情報及び住民税関係情報に個人番号が管理されるようになるため、被保険者の資格情報や所得情報をより的確かつ効率的に把握し、国民健康保険料の公平・公正な賦課を行う。また、国や他自治体等と情報を連携することで、被保険者や区が各種証明書等を取得するために要している手間や手続きを省略化し、被保険者の</p>

新		旧	
	<p>向上を図る必要がある。</p> <p>2. 住民登録外者等記録ファイル</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号を保有しており、上記事務における名寄せや本人特定に不可欠なため、特定個人情報ファイルとして管理する。</li> </ul> <p>3. 中間サーバコネクタDBファイル</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>団体内統合宛名番号を付番するとともに、当該団体内統合宛名番号と既存業務システムの宛名番号とを紐付けて管理し、以下の用途に用いるため特定個人情報ファイルとして管理する。</li> <li>①4情報を団体内統合宛名番号に紐付けて管理する。</li> <li>②汎用機と中間サーバとのオンラインデータ連携、オフラインデータ連携用の媒体作成を行う。</li> </ul> <p>4. 情報連携ファイル</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第7号及び別表第二に規定する情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うため、特定個人情報ファイルとして管理する。</li> </ul> <p>5. 資格異動情報ファイル</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号を保有し、同一都道府県の区市町村間を転居した被保険者の同一人判定を行うため、特定個人情報ファイルとして管理する。</li> </ul>		<p>利便性の向上を図る必要がある。</p> <p>2. 住民登録外者等記録ファイル</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号を保有しており、上記事務における名寄せや本人特定に不可欠なため、特定個人情報ファイルとして管理する。</li> </ul> <p>3. 中間サーバコネクタDBファイル</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>団体内統合宛名番号を付番するとともに、当該団体内統合宛名番号と既存業務システムの宛名番号とを紐付けて管理し、以下の用途に用いるため特定個人情報ファイルとして管理する。</li> <li>①4情報を団体内統合宛名番号に紐付けて管理する。</li> <li>②汎用機と中間サーバとのオンラインデータ連携、オフラインデータ連携用の媒体作成を行う。</li> </ul> <p>4. 情報連携ファイル</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第7号及び別表第二に規定する情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うため、特定個人情報ファイルとして管理する。</li> </ul>
②実現が期待されるメリット	略	②実現が期待されるメリット	略
5. 個人番号の利用		5. 個人番号の利用	
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	略	①実施の有無	略
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号 別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」、「他</li> </ul>	②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号 別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第三欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる項のう</li> </ul>



新		旧	
	<p>の法令により行われる給付の支給に関する情報」等が含まれる項(1、2、3、4、5、<u>9</u>、<u>12</u>、<u>15</u>、<u>17</u>、<u>22</u>、<u>26</u>、<u>27</u>、<u>30</u>、<u>33</u>、<u>39</u>、<u>42</u>、<u>46</u>、<u>58</u>、<u>62</u>、<u>78</u>、<u>80</u>、<u>87</u>、<u>93</u>、<u>97</u>、<u>106</u>、<u>109</u>、<u>119</u>の項) (別表第二における情報照会の根拠) ・42～45の項</p>		<p>ち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」等が含まれる項(1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93、106の項) (別表第二における情報照会の根拠) ・42～45の項</p>
7. 評価実施機関における担当部署		7. 評価実施機関における担当部署	
8. 他の評価実施機関		8. 他の評価実施機関	
<b>(別添1)事務の内容</b>		<b>(別添1)事務の内容</b>	
<b>関係システム概念図【前提】</b> (国保情報集約システム、国保情報集約システム連携用端末及び資格異動情報ファイルを追加。) <b>フロー図</b> (フロー図「国民健康保険団体連合会情報連携」及びそれに関連する説明等を追加。)		<b>関係システム概念図【前提】</b>   <b>フロー図</b>	
<b>II 特定個人情報ファイルの概要</b>		<b>II 特定個人情報ファイルの概要</b>	
<b>1. 特定個人情報ファイル名</b>		<b>1. 特定個人情報ファイル名</b>	
(1)国民健康保険ファイル		(1)国民健康保険ファイル	
<b>2. 基本情報</b>		<b>2. 基本情報</b>	
<b>3. 特定個人情報の入手・使用</b>		<b>3. 特定個人情報の入手・使用</b>	
<b>①～⑦</b>	略	<b>①～⑦</b>	略
<b>⑧使用方法</b>	略	<b>⑧使用方法</b>	略
<b>情報の突合</b>	1. 転出入又は出生死亡、他保険からの離脱等の処理を確実にを行うために、資格異動に伴う被保険者資格に関する届出書等に登録されている4情報と、国民健康保険ファイルが保有する4情報を突合して個人特定を行う。 2. 保険料の賦課決定又は更正、保険料額通知書の送達的基础となる資料等に登録されている4情報と、国民健康保険ファイルが保有する4情報を突合して個人特定を行う。保険料額を決定するために行っている。 3. 被保険者への医療費給付の基礎となる資料等に登録されている4情報と、国民健康保険ファイルが保有する4情報	<b>情報の突合</b>	1. 転出入又は出生死亡、他保険からの離脱等の処理を確実にを行うために、資格異動に伴う被保険者資格に関する届出書等に登録されている4情報と、国民健康保険ファイルが保有する4情報を突合して個人特定を行う。 2. 保険料の賦課決定又は更正、保険料額通知書の送達的基础となる資料等に登録されている4情報と、国民健康保険ファイルが保有する4情報を突合して個人特定を行う。保険料額を決定するために行っている。 3. 被保険者への医療費給付の基礎となる資料等に登録されている4情報と、国民健康保険ファイルが保有する4情報

新		旧	
	を突合して個人特定を行う。 4. 国保情報集約システムで管理する被保険者資格等の4情報と、国民健康保険ファイルが保有する被保険者資格等の4情報を突合して個人特定を行う。		を突合して個人特定を行う。
情報の統計分析～⑨	略	情報の統計分析～⑨	略
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無	[ 委託する ] ( 8 )件	委託の有無	[ 委託する ] ( 7 )件
委託事項1～7	略	委託事項1～7	略
委託事項8	国保業務設計及び運営業務	委託事項8	
①委託内容	(設計) ・国民健康保険に係る業務の分析及び業務マニュアル並びに運営管理マニュアル等の作成。 (運営業務) ・国保年金課における国民健康保険に係る書類の受付及び電話対応、保険料の賦課及び収納事務、滞納整理事務。(滞納処分、督促等公権力の行使にあたる業務は除く。)	①委託内容	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ ]
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	対象となる本人の数	[ ]
対象となる本人の範囲	杉並区国民健康保険被保険者(資格喪失者を含む)及び被保険者ではない世帯主 特定同一世帯所属者	対象となる本人の範囲	
その妥当性	当該委託業務では業務マニュアル等の作成及び窓口受付時の申請書・届出書の記載内容確認等で、オンライン画面を操作するため、特定個人情報の取扱いを含める。	その妥当性	
③委託先における取扱者数	[100人以上500人未満]	③委託先における取扱者数	[ ]
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[○]その他 (杉並区で指定する端末機器により特定個人情報ファイルを利用する。また、委託先はデータの取り出し、庁舎外への	④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ ]

新		旧	
	持ち出しを行わない。)		
⑤委託先名の確認方法	「V. 開示請求、問合せ 1.①請求先」への当区の情報公開請求による開示請求を行うことで確認可能。	⑤委託先名の確認方法	
⑥委託先名	株式会社DACS、株式会社ベルシステム24、株式会社エヌ・ティ・ティデータ共同事業体	⑥委託先名	
再委託 ⑦再委託の有無	[再委託する]	再委託 ⑦再委託の有無	[ ]
⑧再委託の許諾方法	・原則として再委託は行わないが、再委託に関する承認申請書により、再委託理由等を明確にし、区が承諾した業者のみ再委託を許諾する。	⑧再委託の許諾方法	
⑨再委託事項	国保業務設計及び運営業務	⑨再委託事項	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	提供を行っている(27)件 移転を行っている(20)件	提供・移転の有無	提供を行っている(19)件 移転を行っている(6)件
提供先1~19	略	提供先1~19	略
提供先20	都道府県知事	提供先20	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第9項)	①法令上の根拠	
②提供における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	②提供先における用途	
③提供する情報	児童福祉法第十九条の七に規定する他の省令による給付の支給に関する情報	③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	④提供する情報の対象となる本人の数	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険の被保険者、被保険者ではない世帯主及び特定同一世帯所属者	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	情報提供ネットワークシステム	⑥提出方法	
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	⑦時期・頻度	
移転先1	杉並保健所保健予防課	移転先1	杉並保健所保健予防課
①法令上の根拠	杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項	①法令上の根拠	番号法第9条第2項で規定される庁内連携を規定する条例(平成27年度中制定予定。番号法第9条第1項 別表第1項第10項相当)
②~⑦	略	②~⑦	略
移転先2	区民生活部課税課	移転先2	区民生活部課税課

新		旧	
①法令上の根拠	杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する <u>条例第4条第3項</u>	①法令上の根拠	番号法第9条第2項で規定される庁内連携を規定する条例（平成27年度中制定予定。番号法第9条第1項 別表第一項第16項相当）
②～⑦	略	②～⑦	略
移転先3	保健福祉部高齢者在宅支援課	移転先3	保健福祉部高齢者在宅支援課
①法令上の根拠	杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する <u>条例第4条第3項</u>	①法令上の根拠	番号法第9条第2項で規定される庁内連携を規定する条例（平成27年度中制定予定。番号法第9条第1項 別表第一項第41項相当）
②～⑦	略	②～⑦	略
移転先4	保健福祉部国保年金課高齢者医療係	移転先4	保健福祉部国保年金課高齢者医療係
①法令上の根拠	杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する <u>条例第4条第3項</u>	①法令上の根拠	番号法第9条第2項で規定される庁内連携を規定する条例（平成27年度中制定予定。番号法第9条第1項 別表第一項第59項相当）
②～⑦	略	②～⑦	略
移転先5	保健福祉部福祉事務所	移転先5	保健福祉部福祉事務所
①法令上の根拠	杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する <u>条例第4条第3項</u>	①法令上の根拠	番号法第9条第2項で規定される庁内連携を規定する条例（平成27年度中制定予定。番号法第9条第1項 別表第一項第63項相当）
②～⑦	略	②～⑦	略
移転先6	保健福祉部介護保険課	移転先6	保健福祉部介護保険課
①法令上の根拠	杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する <u>条例第4条第3項</u>	①法令上の根拠	番号法第9条第2項で規定される庁内連携を規定する条例（平成27年度中制定予定。番号法第9条第1項 別表第一項第68項相当）
②～⑦	略	②～⑦	略
移転先7	杉並保健所保健予防課	移転先7	
①法令上の根拠	杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する <u>条例 別表第二(第1項)</u>	①法令上の根拠	
②移転先における用途	児童福祉法による療育の給付の支給に関する事務であつて杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する <u>条例別表に規定する規則で定める事務及び情報を定める規則(以下、「規則」という。)</u> で定めるもの	②移転先における用途	
③移転する情報	医療保険給付関係情報	③移転する情報	

新		旧	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	④移転する情報の対象となる本人の数	[ ]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険ファイルの存在する者の内②に該当する者	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	庁内連携システム	⑥移転方法	
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	⑦時期・頻度	
<b>移転先8</b>	保健福祉部福祉事務所	<b>移転先8</b>	
①法令上の根拠	杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第二(第3項)	①法令上の根拠	
②移転先における用途	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの	②移転先における用途	
③移転する情報	医療保険給付関係情報	③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	④移転する情報の対象となる本人の数	[ ]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険ファイルの存在する者の内②に該当する者	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	庁内連携システム	⑥移転方法	
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	⑦時期・頻度	
<b>移転先9</b>	保健福祉部障害者施策課	<b>移転先9</b>	
①法令上の根拠	杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第二(第5項)	①法令上の根拠	
②移転先における用途	身体障害者福祉法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	②移転先における用途	
③移転する情報	医療保険給付関係情報	③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	④移転する情報の対象となる本人の数	[ ]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険ファイルの存在する者の内②に該当する者	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	庁内連携システム	⑥移転方法	
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	⑦時期・頻度	
<b>移転先10</b>	区民生活部納税課	<b>移転先10</b>	

新		旧	
①法令上の根拠	杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第二(第7項)	①法令上の根拠	
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	②移転先における用途	
③移転する情報	医療保険給付関係情報	③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	④移転する情報の対象となる本人の数	[ ]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険ファイルの存在する者の内②に該当する者	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	庁内連携システム	⑥移転方法	
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	⑦時期・頻度	
<b>移転先11</b>	保健福祉部国保年金課	<b>移転先11</b>	
①法令上の根拠	杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第二(第10項)	①法令上の根拠	
②移転先における用途	国民年金法による保険料その他徴収金の徴収又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事務であつて規則で定めるもの	②移転先における用途	
③移転する情報	医療保険給付関係情報	③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	④移転する情報の対象となる本人の数	[ ]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険ファイルの存在する者の内②に該当する者	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	庁内連携システム	⑥移転方法	
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	⑦時期・頻度	
<b>移転先12</b>	保健福祉部障害者施策課	<b>移転先12</b>	
①法令上の根拠	杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第二(第11項)	①法令上の根拠	
②移転先における用途	知的障害者福祉法による費用の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	②移転先における用途	
③移転する情報	医療保険給付関係情報	③移転する情報	
④移転する情報の対象となる	[10万人以上100万人未満]	④移転する情報の対象となる	[ ]

新		旧	
る本人の数		る本人の数	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	<u>国民健康保険ファイルの存在する者の内②に該当する者</u>	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	<u>庁内連携システム</u>	⑥移転方法	
⑦時期・頻度	<u>照会を受けた都度</u>	⑦時期・頻度	
<b>移転先13</b>	<u>杉並保健所保健予防課</u>	<b>移転先13</b>	
①法令上の根拠	<u>杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第二(第21項)</u>	①法令上の根拠	
②移転先における用途	<u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担に関する事務であって規則で定めるもの</u>	②移転先における用途	
③移転する情報	<u>医療保険給付関係情報</u>	③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<u>[10万人以上100万人未満]</u>	④移転する情報の対象となる本人の数	[ ]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	<u>国民健康保険ファイルの存在する者の内②に該当する者</u>	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	<u>庁内連携システム</u>	⑥移転方法	
⑦時期・頻度	<u>照会を受けた都度</u>	⑦時期・頻度	
<b>移転先14</b>	<u>保健福祉部障害者施策課、保健福祉部福祉事務所、杉並保健所保健サービス課</u>	<b>移転先14</b>	
①法令上の根拠	<u>杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第二(第23項)</u>	①法令上の根拠	
②移転先における用途	<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</u>	②移転先における用途	
③移転する情報	<u>医療保険給付関係情報</u>	③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<u>[10万人以上100万人未満]</u>	④移転する情報の対象となる本人の数	[ ]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	<u>国民健康保険ファイルの存在する者の内②に該当する者</u>	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	<u>庁内連携システム</u>	⑥移転方法	
⑦時期・頻度	<u>照会を受けた都度</u>	⑦時期・頻度	

新		旧	
<b>移転先15</b>	保健福祉部障害者施策課	<b>移転先15</b>	
①法令上の根拠	杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第二(第27項)	①法令上の根拠	
②移転先における用途	杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	②移転先における用途	
③移転する情報	医療保険給付関係情報	③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	④移転する情報の対象となる本人の数	[ ]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険ファイルの存在する者の内②に該当する者	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	庁内連携システム	⑥移転方法	
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	⑦時期・頻度	
<b>移転先16</b>	保健福祉部子育て支援課	<b>移転先16</b>	
①法令上の根拠	杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第二(第29項)	①法令上の根拠	
②移転先における用途	杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	②移転先における用途	
③移転する情報	医療保険給付関係情報	③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	④移転する情報の対象となる本人の数	[ ]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険ファイルの存在する者の内②に該当する者	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	庁内連携システム	⑥移転方法	
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	⑦時期・頻度	
<b>移転先17</b>	保健福祉部福祉事務所	<b>移転先17</b>	
①法令上の根拠	杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第二(第31項)	①法令上の根拠	
②移転先における用途	外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	②移転先における用途	
③移転する情報	医療保険給付関係情報	③移転する情報	
④移転する情報の対象となる	[10万人以上100万人未満]	④移転する情報の対象となる	[ ]



新		旧	
る本人の数		る本人の数	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	<u>国民健康保険ファイルの存在する者の内②に該当する者</u>	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	<u>庁内連携システム</u>	⑥移転方法	
⑦時期・頻度	<u>照会を受けた都度</u>	⑦時期・頻度	
<b>移転先18</b>	<u>杉並保健所保健サービス課</u>	<b>移転先18</b>	
①法令上の根拠	<u>杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第二(第40項)</u>	①法令上の根拠	
②移転先における用途	<u>東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則による医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>	②移転先における用途	
③移転する情報	<u>医療保険給付関係情報</u>	③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<u>[10万人以上100万人未満]</u>	④移転する情報の対象となる本人の数	[                      ]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	<u>国民健康保険ファイルの存在する者の内②に該当する者</u>	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	<u>庁内連携システム</u>	⑥移転方法	
⑦時期・頻度	<u>照会を受けた都度</u>	⑦時期・頻度	
<b>移転先19</b>	<u>杉並保健所保健サービス課</u>	<b>移転先19</b>	
①法令上の根拠	<u>杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第二(第42項)</u>	①法令上の根拠	
②移転先における用途	<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則による精神通院医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>	②移転先における用途	
③移転する情報	<u>医療保険給付関係情報</u>	③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<u>[10万人以上100万人未満]</u>	④移転する情報の対象となる本人の数	[                      ]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	<u>国民健康保険ファイルの存在する者の内②に該当する者</u>	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	<u>庁内連携システム</u>	⑥移転方法	
⑦時期・頻度	<u>照会を受けた都度</u>	⑦時期・頻度	
<b>移転先20</b>	<u>杉並保健所保健予防課</u>	<b>移転先20</b>	

新		旧	
①法令上の根拠	杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第二(第43項)	①法令上の根拠	
②移転先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則による結核患者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	②移転先における用途	
③移転する情報	医療保険給付関係情報	③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	④移転する情報の対象となる本人の数	[ ]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険ファイルの存在する者の内②に該当する者	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	庁内連携システム	⑥移転方法	
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	⑦時期・頻度	
6. 特定個人情報の保管・消去		6. 特定個人情報の保管・消去	
7. 備考		7. 備考	
提供先21～27については別紙のとおり。		—	

別紙

<b>提供先21</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第12項)
②提供における用途	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険の被保険者、被保険者ではない世帯主及び特定同一世帯所属者
⑥提供方法	情報提供ネットワークシステム
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
<b>提供先22</b>	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第15項)

別紙

<b>提供先21</b>	
①法令上の根拠	
②提供における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ ]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	
⑦時期・頻度	
<b>提供先22</b>	
①法令上の根拠	

新		旧	
②提供における用途	<u>児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</u>	②提供における用途	
③提供する情報	<u>児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報</u>	③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<u>[10万人以上100万人未満]</u>	④提供する情報の対象となる本人の数	[                    ]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	<u>国民健康保険の被保険者、被保険者ではない世帯主及び特定同一世帯所属者</u>	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	<u>情報提供ネットワークシステム</u>	⑥提供方法	
⑦時期・頻度	<u>照会を受けた都度</u>	⑦時期・頻度	
<b>提供先23</b>	<u>都道府県知事</u>	<b>提供先23</b>	
①法令上の根拠	<u>番号法第19条第7号 別表第二(第22項)</u>	①法令上の根拠	
②提供における用途	<u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの</u>	②提供における用途	
③提供する情報	<u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報</u>	③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<u>[10万人以上100万人未満]</u>	④提供する情報の対象となる本人の数	[                    ]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	<u>国民健康保険の被保険者、被保険者ではない世帯主及び特定同一世帯所属者</u>	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	<u>情報提供ネットワークシステム</u>	⑥提供方法	
⑦時期・頻度	<u>照会を受けた都度</u>	⑦時期・頻度	
<b>提供先24</b>	<u>厚生労働大臣</u>	<b>提供先24</b>	
①法令上の根拠	<u>番号法第19条第7号 別表第二(第78項)</u>	①法令上の根拠	
②提供における用途	<u>雇用保険法による傷病手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</u>	②提供における用途	
③提供する情報	<u>雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報</u>	③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<u>[10万人以上100万人未満]</u>	④提供する情報の対象となる本人の数	[                    ]

新		旧	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	<u>国民健康保険の被保険者、被保険者ではない世帯主及び特定同一世帯所属者</u>	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	<u>情報提供ネットワークシステム</u>	⑥提供方法	
⑦時期・頻度	<u>照会を受けた都度</u>	⑦時期・頻度	
<b>提供先25</b>	<u>都道府県知事又は保健所を設置する市の長</u>	<b>提供先25</b>	
①法令上の根拠	<u>番号法第19条第7号 別表第二(第97項)</u>	①法令上の根拠	
②提供における用途	<u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</u>	②提供における用途	
③提供する情報	<u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報</u>	③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<u>[10万人以上100万人未満]</u>	④提供する情報の対象となる本人の数	{ }
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	<u>国民健康保険の被保険者、被保険者ではない世帯主及び特定同一世帯所属者</u>	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	<u>情報提供ネットワークシステム</u>	⑥提供方法	
⑦時期・頻度	<u>照会を受けた都度</u>	⑦時期・頻度	
<b>提供先26</b>	<u>都道府県知事又は市町村長</u>	<b>提供先26</b>	
①法令上の根拠	<u>番号法第19条第7号 別表第二(第109項)</u>	①法令上の根拠	
②提供における用途	<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</u>	②提供における用途	
③提供する情報	<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報</u>	③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<u>[10万人以上100万人未満]</u>	④提供する情報の対象となる本人の数	{ }
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	<u>国民健康保険の被保険者、被保険者ではない世帯主及び特定同一世帯所属者</u>	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	<u>情報提供ネットワークシステム</u>	⑥提供方法	
⑦時期・頻度	<u>照会を受けた都度</u>	⑦時期・頻度	

新		旧	
<b>提供先27</b>	都道府県知事	<b>提供先27</b>	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第119項)	①法令上の根拠	
②提供における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	②提供における用途	
③提供する情報	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	④提供する情報の対象となる本人の数	[ ]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険の被保険者、被保険者ではない世帯主及び特定同一世帯所属者	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	情報提供ネットワークシステム	⑥提供方法	
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	⑦時期・頻度	
II 特定個人情報ファイルの概要		II 特定個人情報ファイルの概要	
1. 特定個人情報ファイル名		1. 特定個人情報ファイル名	
(2) 住民登録外者等記録ファイル		(2) 住民登録外者等記録ファイル	
2. 基本情報～7. 備考		2. 基本情報～7. 備考	
II 特定個人情報ファイルの概要		II 特定個人情報ファイルの概要	
1. 特定個人情報ファイル名		1. 特定個人情報ファイル名	
(3) 中間サーバコネクタDBファイル		(3) 中間サーバコネクタDBファイル	
2. 基本情報		2. 基本情報	
①～④	略	①～④	略
⑤保有開始日	平成27年10月__	⑤保有開始日	平成27年10月予定
⑥事務担当部署	略	⑥事務担当部署	略
3. 特定個人情報の入手・使用		3. 特定個人情報の入手・使用	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無	略	委託の有無	略

新		旧	
<b>委託事項1</b>	中間サーバコネクタの運用保守業務 (削除)	<b>委託事項1</b>	中間サーバコネクタの運用保守業務 ※平成28年1月運用開始であり、現時点では、中間サーバの詳細な仕様や委託業務における機構と自治体の詳細な役割の分担が確定していないため、以下については現在の想定となる。
<b>①委託内容</b>	システムが安定的に稼働するために必要な運用保守業務。 (削除)	<b>①委託内容</b>	システムが安定的に稼働するために必要な運用保守業務。 ※委託する業務は、特定個人情報ファイルに係らない(本特定個人情報ファイル(中間サーバコネクタDBファイルファイル)にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象とする想定。
<b>②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 ～対象となる本人の範囲</b>	略	<b>②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 ～対象となる本人の範囲</b>	略
<b>その妥当性</b>	システムの運用業務は、システムの安定した稼働のため専門的な知識を有する民間事業者に委託するものであるが、当該委託では、特定個人情報ファイルを扱うプログラム等の修正を行い、また、区の指示により、システム障害時等に障害切り分け確認のため、特定個人情報ファイル内のデータを確認することが必要となるため、本委託の範囲に特定個人情報の取扱いを含める。	<b>その妥当性</b>	システムの運用業務は、システムの安定した稼働のため専門的な知識を有する民間事業者に委託するものであるが、当該委託では、特定個人情報ファイルを扱うプログラム等の修正を行い、また、区の指示により、システム障害時等に障害切り分け確認のため、特定個人情報ファイル内のデータを確認することが必要となるため、本委託の範囲に特定個人情報の取扱いを含める想定。
<b>③～⑤</b>	略	<b>③～⑤</b>	略
<b>⑥委託先名</b>	日本電気株式会社	<b>⑥委託先名</b>	未定
<b>⑦再委託の有無</b>	略	<b>⑦再委託の有無</b>	略
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
6. 特定個人情報の保管・消去		6. 特定個人情報の保管・消去	
7. 備考		7. 備考	
<b>II 特定個人情報ファイルの概要</b>		<b>II 特定個人情報ファイルの概要</b>	
1. 特定個人情報ファイル名		1. 特定個人情報ファイル名	
(4) 情報連携ファイル		(4) 情報連携ファイル	

新		旧	
<b>2. 基本情報</b>		<b>2. 基本情報</b>	
①～④	略	①～④	略
⑤保有開始日	平成28年4月	⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	略	⑥事務担当部署	略
<b>3. 特定個人情報の入手・使用</b>		<b>3. 特定個人情報の入手・使用</b>	
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b>		<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b>	
委託の有無	委託しない ( ) 件	委託の有無	委託する (1) 件
委託事項1	(以下削除)	委託事項1	中間サーバの運用保守 ※平成28年1月運用開始予定のため、以下、委託については現在の想定となる。詳細は委託契約時に決定。詳細な役割の分担が確定していないため、以下については現在の想定となる。
①委託内容		①委託内容	中間サーバの運用保守
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ ]	②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]
対象となる本人の数	[ ]	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]
対象となる本人の範囲		対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
その妥当性		その妥当性	システムの運用業務は、システムの安定した稼働のため専門的な知識を有する民間事業者に委託するものであるが、当該委託では、特定個人情報ファイルを扱うプログラム等の修正を行い、また、区の指示により、システム障害時等に障害切り分け確認のため、特定個人情報ファイル内のデータを確認することが必要となるため、本委託の範囲に特定個人情報の取扱いを含める想定。
③委託先における取扱者数	[ ]	③委託先における取扱者数	[ 10人未満 ]
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ ]	④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ その他 ] 委託先には特定個人情報ファイルを提供しない想定。
⑤委託先名の確認方法		⑤委託先名の確認方法	「V. 開示請求、問合せ 1. ①請求先」への当区の情報公開請求による開示請求を行うことで確認可能。
⑥委託先名		⑥委託先名	未定

新		旧	
再委託 ⑦再委託の有無	[                    ]	再委託 ⑦再委託の有無	[ 再委託しない ]
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
6. 特定個人情報の保管・消去		6. 特定個人情報の保管・消去	
7. 備考		7. 備考	
II 特定個人情報ファイルの概要		II 特定個人情報ファイルの概要	
1. 特定個人情報ファイル名		1. 特定個人情報ファイル名	
(5)資格異動情報ファイル			
2. 基本情報		2. 基本情報	
①ファイルの種類	[ システム用ファイル ]	①ファイルの種類	[                    ]
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	②対象となる本人の数	[                    ]
③対象となる本人の範囲	[ (1)国民健康保険ファイル ]の範囲と同じ。	③対象となる本人の範囲	
その必要性	・国民健康保険ファイルとの連携を行うため、本特定個人情報ファイル(資格異動情報ファイル)において、国民健康保険被保険者の連携に必要な情報を保有し、正確に更新・管理・連携する必要がある。	その必要性	
④記録される項目	50項目以上100項目未満	④記録される項目	
主な記録項目	個人番号、その他識別情報(内部番号)、4情報(氏名、性別、生年月日、住所)、医療保険関係情報	主な記録項目	
その妥当性	個人番号及び内部番号:対象者を特定するために記録。 4情報:被保険者について照会を行うために記録。 医療保険関係情報:資格管理に関する事務を行うために記録。	その妥当性	
全ての記録項目	別添2を参照。	全ての記録項目	
⑤保有開始日	平成29年6月	⑤保有開始日	
⑥事務担当部署	保健福祉部国保年金課	⑥事務担当部署	
3. 特定個人情報の入手・使用		3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元	本人又は本人の代理人、その他(公的医療保険者、東京都国民健康保険団体連合会)	①入手元	



新		旧	
②入手方法	専用線、その他(国民健康保険システム)	②入手方法	
③入手の時期・頻度	「(1)国民健康保険ファイル」の範囲と同じ。	③入手の時期・頻度	
④入手に係る妥当性	「(1)国民健康保険ファイル」の範囲と同じ。	④入手に係る妥当性	
⑤本人への明示	「(1)国民健康保険ファイル」の範囲と同じ。	⑤本人への明示	
⑥使用目的	「(1)国民健康保険ファイル」の範囲と同じ。	⑥使用目的	
変更の妥当性	二	変更の妥当性	
⑦使用の主体 使用部署	保健福祉部国保年金課	⑦使用の主体 使用部署	
使用者数	[ 100人以上500人未満 ]	使用者数	[ ]
⑧使用方法	・転出入又は出生死亡、他保険からの離脱等、資格異動に伴う被保険者資格の管理 ・被保険者への医療費等の給付	⑧使用方法	
情報の突合	本特定個人情報ファイル(資格異動情報ファイル)において、特定個人情報をういた情報の突合は行わない。	情報の突合	
情報の統計分析	本特定個人情報ファイル(資格異動情報ファイル)において、特定個人情報をういた統計分析は行わない。	情報の統計分析	
権利利益に影響を与える決定	「(1)国民健康保険ファイル」の範囲と同じ。	権利利益に影響を与える決定	
⑨使用開始日	平成30年4月1日	⑨使用開始日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無	[委託する] ( 1 )件	委託の有無	( )件
委託事項1	資格継続に関する業務	委託事項1	
①委託内容	療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)及び保険給付の実施に係る情報の利用・提供に関する業務。(なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務等であり、保険給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。)	①委託内容	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ ]
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	対象となる本人の数	[ ]

新		旧	
対象となる本人の範囲	杉並区国民健康保険の被保険者、被保険者ではない世帯主及び特定同一世帯所属者	対象となる本人の範囲	
その妥当性	平成30年度からの改正国民健康保険法の施行に伴い、都道府県単位で被保険者の資格管理を行うため、区市町村ごとに保有する資格継続業務等を都道府県単位で集約し管理する必要があるため、特定個人情報の取扱いを含める。国民健康保険の保険者である東京都が資格継続業務に関する業務を東京都国民健康保険団体連合会に委託しているため、東京都と情報連携を必要とする区市町村は、同様に東京都国民健康保険団体連合会に業務委託する。	その妥当性	
③委託先における取扱者数	[100人以上500人未満]	③委託先における取扱者数	[ ]
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	専用線	④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	
⑤委託先名の確認方法	「V. 開示請求、問合せ 1. ①請求先」への当区の情報公開請求による開示請求を行うことで確認可能。	⑤委託先名の確認方法	
⑥委託先名	東京都国民健康保険団体連合会	⑥委託先名	
再委託		再委託	[ ]
⑦再委託の有無	[再委託しない]	⑦再委託の有無	
⑧再委託の許諾方法	—	⑧再委託の許諾方法	
⑨再委託事項	—	⑨再委託事項	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[行っていない]	提供・移転の有無	
6. 特定個人情報の保管・消去		6. 特定個人情報の保管・消去	
①保管場所	「(1)国民健康保険ファイル」と同一。	①保管場所	
②保管期間 期間	[5年]	②保管期間 期間	[ ]
その妥当性	「(1)国民健康保険ファイル」と同一。	その妥当性	
③消去方法	「(1)国民健康保険ファイル」と同一。	③消去方法	
7. 備考		7. 備考	
—			

新	旧																												
<p><b>(別添2)特定個人情報ファイル記録項目</b></p> <p>(1) 国民健康保険ファイル  (2) 住民登録外等記録ファイル  (3) 中間サーバコネクタDBファイル  (4) 情報連携ファイル  (5) <u>資格異動情報ファイル</u></p>	<p><b>(別添2)特定個人情報ファイル記録項目</b></p> <p>(1) 国民健康保険ファイル  (2) 住民登録外等記録ファイル  (3) 中間サーバコネクタDBファイル  (4) 情報連携ファイル</p>																												
<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p>	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p>																												
<table border="1"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="190 592 1104 639"><b>1. 特定個人情報ファイル名</b></td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="190 639 1104 719">(1) 国民健康保険ファイル (2) 住民登録外者等記録ファイル</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="190 719 1104 767"><b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークを通じた入手を除く。)</b></td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="190 767 1104 815"><b>3. 特定個人情報の使用</b></td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="190 815 1104 863"><b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない</td> </tr> <tr> <td data-bbox="190 863 492 1158"> <p>情報保護管理体制の確認 ～ 特定個人情報の提供ルール  委託先から他社への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法</p> </td> <td data-bbox="492 863 1104 1158"> <p>略</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="190 1158 492 1441"> <p>委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法</p> </td> <td data-bbox="492 1158 1104 1441"> <p><b>【システム運用業務】</b>  ・委託先へ特定個人情報を提供した場合、その記録を行った上、受領者の確認印等により受け渡し者を明確にするための手順を定めている。  ・契約で委託業務実施場所を区が管理する施設に限定し、外部への持出しを禁止している。  <b>【設計・運営業務】</b>  ・運営管理マニュアルの一つとして、情報管理ルールを定めた情報セキュリティマニュアルを策定し、その中で参照で</p> </td> </tr> </table>	<b>1. 特定個人情報ファイル名</b>		(1) 国民健康保険ファイル (2) 住民登録外者等記録ファイル		<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークを通じた入手を除く。)</b>		<b>3. 特定個人情報の使用</b>		<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		<p>情報保護管理体制の確認 ～ 特定個人情報の提供ルール  委託先から他社への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法</p>	<p>略</p>	<p>委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法</p>	<p><b>【システム運用業務】</b>  ・委託先へ特定個人情報を提供した場合、その記録を行った上、受領者の確認印等により受け渡し者を明確にするための手順を定めている。  ・契約で委託業務実施場所を区が管理する施設に限定し、外部への持出しを禁止している。  <b>【設計・運営業務】</b>  ・運営管理マニュアルの一つとして、情報管理ルールを定めた情報セキュリティマニュアルを策定し、その中で参照で</p>	<table border="1"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1176 592 2094 639"><b>1. 特定個人情報ファイル名</b></td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1176 639 2094 719">(1) 国民健康保険ファイル (2) 住民登録外者等記録ファイル</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1176 719 2094 767"><b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークを通じた入手を除く。)</b></td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1176 767 2094 815"><b>3. 特定個人情報の使用</b></td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1176 815 2094 863"><b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1176 863 1478 1158"> <p>情報保護管理体制の確認 ～ 特定個人情報の提供ルール  委託先から他社への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法</p> </td> <td data-bbox="1478 863 2094 1158"> <p>略</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1176 1158 1478 1441"> <p>委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法</p> </td> <td data-bbox="1478 1158 2094 1441"> <p>・委託先へ特定個人情報を提供した場合、その記録を行った上、受領者の確認印等により受け渡し者を明確にするための手順を定めている。  ・契約で委託業務実施場所を区が管理する施設に限定し、外部への持出しを禁止している。</p> </td> </tr> </table>	<b>1. 特定個人情報ファイル名</b>		(1) 国民健康保険ファイル (2) 住民登録外者等記録ファイル		<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークを通じた入手を除く。)</b>		<b>3. 特定個人情報の使用</b>		<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		<p>情報保護管理体制の確認 ～ 特定個人情報の提供ルール  委託先から他社への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法</p>	<p>略</p>	<p>委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法</p>	<p>・委託先へ特定個人情報を提供した場合、その記録を行った上、受領者の確認印等により受け渡し者を明確にするための手順を定めている。  ・契約で委託業務実施場所を区が管理する施設に限定し、外部への持出しを禁止している。</p>
<b>1. 特定個人情報ファイル名</b>																													
(1) 国民健康保険ファイル (2) 住民登録外者等記録ファイル																													
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークを通じた入手を除く。)</b>																													
<b>3. 特定個人情報の使用</b>																													
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない																													
<p>情報保護管理体制の確認 ～ 特定個人情報の提供ルール  委託先から他社への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法</p>	<p>略</p>																												
<p>委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法</p>	<p><b>【システム運用業務】</b>  ・委託先へ特定個人情報を提供した場合、その記録を行った上、受領者の確認印等により受け渡し者を明確にするための手順を定めている。  ・契約で委託業務実施場所を区が管理する施設に限定し、外部への持出しを禁止している。  <b>【設計・運営業務】</b>  ・運営管理マニュアルの一つとして、情報管理ルールを定めた情報セキュリティマニュアルを策定し、その中で参照で</p>																												
<b>1. 特定個人情報ファイル名</b>																													
(1) 国民健康保険ファイル (2) 住民登録外者等記録ファイル																													
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークを通じた入手を除く。)</b>																													
<b>3. 特定個人情報の使用</b>																													
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない																													
<p>情報保護管理体制の確認 ～ 特定個人情報の提供ルール  委託先から他社への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法</p>	<p>略</p>																												
<p>委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法</p>	<p>・委託先へ特定個人情報を提供した場合、その記録を行った上、受領者の確認印等により受け渡し者を明確にするための手順を定めている。  ・契約で委託業務実施場所を区が管理する施設に限定し、外部への持出しを禁止している。</p>																												

新		旧	
	きる範囲を限定している。また、契約で外部への持ち出しを禁止している。		
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	特定個人情報の消去ルール	[定めている]
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p><b>【システム運用業務】</b>            契約で、以下の措置をとる旨を規定している。            ・業務を処理するために委託元から引き渡され、または委託先が収集し、若しくは作成した個人情報が記録されている資料等は、業務完了後直ちに返還するものとする。ただし委託元が特定個人情報の消去について別に指示した場合には、委託先事業者から任意の様式による消去結果に係る報告書の提出を義務付けている。            ・特定個人情報を含むデータは、災害用データ復旧用として施錠した状況による受け渡し(鍵は区が管理し、委託業者は解錠出来ないためリスクはない)を除き、受け渡しは発生しないため、消去の委託はしない。</p> <p><b>【設計・運営業務】</b>            ・特定個人情報を含むデータの受け渡しは発生しないため、消去の委託はしない。</p>	ルールの内容及びルール遵守の確認方法	契約で、以下の措置をとる旨を規定している。 ・業務を処理するために委託元から引き渡され、または委託先が収集し、若しくは作成した個人情報が記録されている資料等は、業務完了後直ちに返還するものとする。ただし委託元が特定個人情報の消去について別に指示した場合には、委託先事業者から任意の様式による消去結果に係る報告書の提出を義務付けている。 ・特定個人情報を含むデータは、災害用データ復旧用として施錠した状況による受け渡し(鍵は区が管理し、委託業者は解錠出来ないためリスクはない)を除き、受け渡しは発生しないため、消去の委託はしない。
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ～ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	略	委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ～ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	略
その他の措置の内容	<p><b>【システム運用業務】</b>            システム運用を行う専用の室では、管理基準で携帯電話、カメラ等の使用を禁止している。</p> <p><b>【設計・運営業務】</b>            ・運営業務を行う執務室内では、管理基準及び情報管理ルールを定めた情報セキュリティマニュアルにより携帯電話、カメラ等の使用を禁止しているとともに、メモ用紙類の取扱いについてもルールを定めている。</p>	その他の措置の内容	システム運用を行う専用の室では、管理基準で携帯電話、カメラ等の使用を禁止している。
リスクへの対策は十分か	略	リスクへの対策は十分か	略
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

新	旧																
<p>【特記事項】設計・運営業務の業務全般については、日報及び月報並びに履行評価により適宜、委託業務がきちんと行われているか確認する。</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない</p> <p>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)</p> <p>7. 特定個人情報の保管・消去</p>	<p>—</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない</p> <p>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)</p> <p>7. 特定個人情報の保管・消去</p>																
Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策																
<p>1. 特定個人情報ファイル名</p> <p>(3) 中間サーバコネクタDBファイル</p> <p>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</p> <p>3. 特定個人情報の使用</p> <p>リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク</p> <p>リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク</p> <table border="1" data-bbox="190 821 1106 1209"> <tr> <td>ユーザ認証の管理</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>アクセス権限の発効・失効の管理</td> <td>[行っている]</td> </tr> <tr> <td>具体的な管理方法</td> <td>・中間サーバコネクタでは、ユーザIDごとのアクセス権限について、情報システム担当課長の承認後、情報システム担当課長から管理権限を付与された職員が行う__。失効は、管理権限を付与された職員が行う__。この他、申請漏れ等への対応として、人事異動情報その他の権限失効に関わる情報を管理権限を付与された職員が得た段階で、随時その権限を失効する__。</td> </tr> <tr> <td>アクセス権限の管理 ～ 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</td> <td>略</td> </tr> </table> <p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない</p>	ユーザ認証の管理	略	アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	具体的な管理方法	・中間サーバコネクタでは、ユーザIDごとのアクセス権限について、情報システム担当課長の承認後、情報システム担当課長から管理権限を付与された職員が行う__。失効は、管理権限を付与された職員が行う__。この他、申請漏れ等への対応として、人事異動情報その他の権限失効に関わる情報を管理権限を付与された職員が得た段階で、随時その権限を失効する__。	アクセス権限の管理 ～ 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	略	<p>1. 特定個人情報ファイル名</p> <p>(3) 中間サーバコネクタDBファイル</p> <p>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</p> <p>3. 特定個人情報の使用</p> <p>リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク</p> <p>リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク</p> <table border="1" data-bbox="1176 821 2094 1209"> <tr> <td>ユーザ認証の管理</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>アクセス権限の発効・失効の管理</td> <td>[行っている]</td> </tr> <tr> <td>具体的な管理方法</td> <td>・中間サーバコネクタでは、ユーザIDごとのアクセス権限について、情報システム担当課長の承認後、情報システム担当課長から管理権限を付与された職員が行う想定。失効は、管理権限を付与された職員が行う想定。この他、申請漏れ等への対応として、人事異動情報その他の権限失効に関わる情報を管理権限を付与された職員が得た段階で、随時その権限を失効する想定。</td> </tr> <tr> <td>アクセス権限の管理 ～ 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</td> <td>略</td> </tr> </table> <p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない</p>	ユーザ認証の管理	略	アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	具体的な管理方法	・中間サーバコネクタでは、ユーザIDごとのアクセス権限について、情報システム担当課長の承認後、情報システム担当課長から管理権限を付与された職員が行う想定。失効は、管理権限を付与された職員が行う想定。この他、申請漏れ等への対応として、人事異動情報その他の権限失効に関わる情報を管理権限を付与された職員が得た段階で、随時その権限を失効する想定。	アクセス権限の管理 ～ 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	略
ユーザ認証の管理	略																
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]																
具体的な管理方法	・中間サーバコネクタでは、ユーザIDごとのアクセス権限について、情報システム担当課長の承認後、情報システム担当課長から管理権限を付与された職員が行う__。失効は、管理権限を付与された職員が行う__。この他、申請漏れ等への対応として、人事異動情報その他の権限失効に関わる情報を管理権限を付与された職員が得た段階で、随時その権限を失効する__。																
アクセス権限の管理 ～ 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	略																
ユーザ認証の管理	略																
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]																
具体的な管理方法	・中間サーバコネクタでは、ユーザIDごとのアクセス権限について、情報システム担当課長の承認後、情報システム担当課長から管理権限を付与された職員が行う想定。失効は、管理権限を付与された職員が行う想定。この他、申請漏れ等への対応として、人事異動情報その他の権限失効に関わる情報を管理権限を付与された職員が得た段階で、随時その権限を失効する想定。																
アクセス権限の管理 ～ 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	略																

新		旧	
情報保護管理体制の確認	・システムの運用を委託する際は、ISMS、プライバシーマーク等の認証取得を求めるなど、特定個人情報の保護を適切に行える委託先であることを確認する。 (削除)	情報保護管理体制の確認	・システムの運用を委託する際は、ISMS、プライバシーマーク等の認証取得を求めるなど、特定個人情報の保護を適切に行える委託先であることを確認する。 ※平成28年1月運用開始予定のため未定だが、委託の予定。詳細は委託契約時決定する。
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ～ 特定個人情報ファイルの取り扱いにおけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	略	特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ～ 特定個人情報ファイルの取り扱いにおけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	略
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	
7. 特定個人情報の保管・消去		7. 特定個人情報の保管・消去	
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策		III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	
1. 特定個人情報ファイル名		1. 特定個人情報ファイル名	
(4) 情報連携ファイル		(4) 情報連携ファイル	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
3. 特定個人情報の使用		3. 特定個人情報の使用	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない	
情報保護管理体制の確認	(以下削除)	情報保護管理体制の確認	・委託する際は、ISMS、プライバシーマーク等の認証取得を求めるなど、委託先の社会的信用と能力を確認する。 ※なお、現段階では中間サーバの機構と自治体の詳細な役割が確定していないため、以下については現在の想定となる。
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[ ]	特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]
具体的な制限方法		具体的な制限方法	・委託で特定個人情報ファイルの処理等に係る者を明確化するため、契約後速やかに所属・氏名等を明記した実

新		旧	
			<p>施体制の提出を義務付ける。また、体制に変更があった場合にも、変更後の体制を速やかに提出することを義務付ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託事業者に対し、個人情報保護にかかる誓約書を提出させるとともに、セキュリティ研修の実施を義務付ける。</li> <li>・誓約書の提出があった要員に対してのみシステム操作の権限を与える。</li> <li>・操作権限によって画面の表示・入力及び発行する帳票に印字される項目は必要なもののみとする。</li> </ul>
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[ ]	特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]
具体的な方法		具体的な方法	・操作ログを記録する。
特定個人情報の提供ルール	[ ]	特定個人情報の提供ルール	[定めている]
委託先から他社への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法		委託先から他社への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約で個人情報の持ち出しは認めない。</li> <li>・提供の禁止を契約書に明記する。</li> </ul>
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法		委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約で個人情報の持ち出しは認めない。</li> <li>・契約で委託業務実施場所を区が管理する施設に限定し、外部への持ち出しを禁止する。</li> </ul>
特定個人情報の消去ルール	[ ]	特定個人情報の消去ルール	[定めている]
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約で委託業務実施場所を区が管理する施設に限定し、外部への持ち出しを禁止するため、特定個人情報を含むデータの受渡しは発生しないため、消去の委託はしない。</li> </ul>
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ ]	委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]
規定の内容		規定の内容	<p>以下について、個人情報特記仕様書にて個人情報の取り扱いについて明記する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報の適切な管理</li> <li>・秘密の保持</li> <li>・再委託の禁止</li> <li>・目的外の使用の禁止</li> <li>・第三者への提供の禁止</li> <li>・複写及び複製の禁止</li> <li>・個人情報の返還・廃棄</li> </ul>

新		旧	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報の取扱いに関する立入調査</li> <li>・事故発生時の報告</li> <li>・法令及び杉並区の条例遵守</li> </ul>
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ ]	再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]
具体的な方法		具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として再委託は行わないが、再委託に関する承認申請書により、再委託理由等を明確にし、区が承認した業者については、再委託を許諾するとともにセキュリティ事項について委託と同様の措置を義務付ける。</li> </ul>
その他の措置の内容		その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ ]	リスクへの対策は十分か	[十分である。]
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
			—
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	[○]提供・移転しない	5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	[○]提供・移転しない
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)	6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
7. 特定個人情報の保管・消去		7. 特定個人情報の保管・消去	
Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策		Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	
1. 特定個人情報ファイル名		1. 特定個人情報ファイル名	
(5) 資格異動情報ファイル			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク		リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本特定個人情報ファイル(資格異動情報ファイル)の入手元は汎用機及び国保情報集約システムに限られる。</li> <li>＜区における入手＞</li> <li>・区の当該項目に関するリスク対応は、「(1)国民健康保険ファイル」及び「(2)住民登録外者等記録ファイル」のリスク対策と同一となる。</li> </ul>	対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	



新		旧	
	<p><u>&lt;東京都国民健康保険団体連合会からの入手&gt;</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保情報集約システムから連携される情報については、東京都国民健康保険団体連合会において関連性及整合性のチェックが行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。</li> <li>・国保情報集約システムでは、個人番号を用いて個人を一意に識別するため、同一団体内において、市町村被保険者IDは個人と1対1の対応となる。</li> <li>・国保情報集約システムでは、対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。</li> </ul>		
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p><u>本特定個人情報ファイル(資格異動情報ファイル)の入手元は汎用機及び国保情報集約システムに限られる。</u></p> <p><u>&lt;区における入手&gt;</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区の当該項目に関するリスク対応は、「(1)国民健康保険ファイル」及び「(2)住民登録外者等記録ファイル」のリスク対策と同一となる。</li> </ul> <p><u>&lt;東京都国民健康保険団体連合会からの入手&gt;</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保情報集約システムから連携される情報については、東京都国民健康保険団体連合会においてあらかじめ指定されたインターフェイスによって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。</li> </ul>	必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	
その他の措置の内容	二	その他の措置の内容	
リスク対策は十分か	[十分である]	リスク対策は十分か	[ ]
リスク2:不適切な方法で入手が行われるリスク		リスク2:不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本特定個人情報ファイル(資格異動情報ファイル)の入手元は汎用機及び国保情報集約システムに限られる。</li> </ul>	リスクに対する措置の内容	

新		旧	
	<p>&lt;区における入手&gt;  ・区の当該項目に関するリスク対応は、「(1)国民健康保険ファイル」及び「(2)住民登録外者等記録ファイル」のリスク対策と同一となる。</p> <p>&lt;東京都国民健康保険団体連合会からの入手&gt;  ・特定個人情報の入手元は、国保情報集約システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインターフェイスでしか入手できないようシステムで制御する。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	リスクへの対策は十分か	[ ]
リスク3:入手した特定個人情報が不正確であるリスク		リスク3:入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<p>・本特定個人情報ファイル(資格異動情報ファイル)の入手元は汎用機及び国保情報集約システムに限られる。</p> <p>&lt;区における入手&gt;  ・区の当該項目に関するリスク対応は、「(1)国民健康保険ファイル」及び「(2)住民登録外者等記録ファイル」のリスク対策と同一となる。</p> <p>&lt;東京都国民健康保険団体連合会からの入手&gt;  ・東京都国民健康保険団体連合会から入手する情報は、区市町村において本人確認を行ったうえで東京都国民健康保険団体連合会に送信した情報に、東京都国民健康保険団体連合会が事務処理等を行った結果を付加した情報であるため、入手の際の本人確認は区市町村において既に実施済みである。</p> <p>・入手した特定個人情報は、当区の国民健康保険システムの被保険者データと突合し正確性を確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連合会に電話等で連絡し是正を求めることを行うこととしている。</p>	入手の際の本人確認の措置の内容	
個人番号の真正性確認の措置の内容	<p>・本特定個人情報ファイル(資格異動情報ファイル)の入手元は汎用機及び国保情報集約システムに限られる。</p>	個人番号の真正性確認の措置の内容	

新		旧	
	<p>&lt;区における入手&gt;            ・区の当該項目に関するリスク対応は、「(1)国民健康保険ファイル」及び「(2)住民登録外者等記録ファイル」のリスク対策と同一となる。</p> <p>&lt;東京都国民健康保険団体連合会からの入手&gt;            ・国保連合会から入手する特定個人情報ファイルには、個人番号は記録されていない。</p>		
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<p>・本特定個人情報ファイル(資格異動情報ファイル)の入手元は汎用機及び国保情報集約システムに限られる。</p> <p>&lt;区における入手&gt;            ・区の当該項目に関するリスク対応は、「(1)国民健康保険ファイル」及び「(2)住民登録外者等記録ファイル」のリスク対策と同一となる。</p> <p>&lt;東京都国民健康保険団体連合会からの入手&gt;            ・東京都国民健康保険団体連合会から入手する情報は、東京都国民健康保険団体連合会においても区市町村の国民健康保険システムと同様の市町村被保険者IDをキーとして個人識別事項を管理しており、市町村被保険者IDをキーとして必要なデータが配信されることをシステム上で担保することで正確性を確保する。            ・入手した特定個人情報は、当区の国民健康保険システムの被保険者データと突合し正確性を確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連合会に電話等で連絡し是正を求めることを行うこととしている。</p>	特定個人情報の正確性確保の措置の内容	
その他の措置の内容	二	その他の措置の内容	
リスクのへの対策は十分か	[十分である]	リスクのへの対策は十分か	
リスク4:入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク		リスク4:入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	

新		旧	
リスクに対する措置の内容	<p>・本特定個人情報ファイル(資格異動情報ファイル)の入手元は汎用機及び国保情報集約システムに限られる。</p> <p>&lt;区における入手&gt;</p> <p>・区の該当項目に関する措置の内容については、「(1)国民健康保険ファイル」及び「(2)住民登録外者等記録ファイル」のⅢリスク対策(プロセス)当該項目の措置と同一となる。</p> <p>&lt;東京都国民健康保険団体連合会からの入手&gt;</p> <p>・東京都国民健康保険団体連合会からの入手は国保情報集約システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインターフェイスでしか入手できないようシステムで制御する。</p> <p>・ログイン時の職員認証のほかに、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。</p>	リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	リスクへの対策は十分か	[ ]
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
二			
3. 特定個人情報の使用		3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報と紐付けが行われるリスク		リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報と紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	<p>・当該項目に関するリスク対応は、「(1)国民健康保険ファイル」及び「(2)住民登録外者等記録ファイル」のリスク対策と同一となる。</p>	宛名システム等における措置の内容	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<p>・ネットワークでつないだシステム間の接続制御のため、ファイアウォールを設置することで登録外のシステムからの接続が行われないようシステム上で制御する。</p> <p>・ファイアウォールで制御したシステム間の通信は、ログとして記録し、ログの確認により適正な通信が行われている</p>	事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	

新		旧	
	か監視する。		
その他の措置の内容	二	その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	リスクへの対策は十分か	[ ]
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている]	ユーザ認証の管理	[ ]
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>連携用端末機を使用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザIDやパスワードのほか、生体認証を組み合わせた二要素認証を行うことで、アクセス権限のない職員及びなりすまし等による不正利用を防ぐ対策を行う。</u></li> <li>・<u>国保情報集約システムでは、対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。</u></li> </ul>	具体的な管理方法	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	アクセス権限の発効・失効の管理	[ ]
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>アクセス権の設定については、あらかじめ所属長(国保年金課長)により承認されたシステム管理者(係長、主査及びシステム担当者)が行う。</u></li> <li>・<u>システム管理者は、人事異動情報を得た段階で所属長にアクセス権限の発行及び失効について決裁を得たうえで、承認された者についてのみ設定を行う。</u></li> </ul>	具体的な管理方法	
アクセス権限の管理	[行っている]	アクセス権限の管理	[ ]
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>アクセス権限の管理は、連携用端末機を通じ、国保情報集約システムにおいて設定・管理する想定。</u></li> <li>・<u>ユーザアカウント及びアクセス権について不要・不適切なものがないか定期的に確認する手順が「国保年金課情報取扱い手順書」に定められており、当該規定に基づき確認を行う。</u></li> </ul>	具体的な方法	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	特定個人情報の使用の記録	[ ]
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>連携用端末機へのログイン時の認証のほかに、ログインを実施した職員のユーザID、ログイン時刻等を記録する</u></li> </ul>	具体的な方法	

新		旧	
	想定。		
その他の措置の内容	二	その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	リスクへの対策は十分か	[ ]
リスク3:従業者が事務外で使用するリスク		リスク3:従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>連携用端末機の操作権限を与えられた職員に対し、セキュリティに関する研修等を行い、個人情報保護の重要性について教育するとともに、業務外での情報収集の禁止等を指導・徹底することで、事務外の使用を防止する。</u></li> <li>・<u>操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、事務外での使用を防止する。</u></li> </ul>	リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	リスクへの対策は十分か	[ ]
リスク4:特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		リスク4:特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>情報の持ち出しについて「資源管理基準」、「庁内ネットワーク及びネットワークパソコン等利用基準」及び「情報セキュリティマネジメント実施基準」の中で規定し、職員に周知・徹底を行う。</u></li> <li>・<u>バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先に対し指導する。</u></li> </ul>	リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	リスクへの対策は十分か	[ ]
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
二			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		リスクへの対策は十分か [ ]委託しない	
情報保護管理体制の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>委託先において、独自に個人情報の保護に関する規則及び特定個人情報等取扱規程等を定めており、特定個人情報の保護を適切に行える委託先であることを確認する想定。</u></li> <li>・<u>※本特定個人情報ファイルの取扱いの委託についての詳細は、委託契約時に決定するため、以下については現在の想定となる。</u></li> </ul>	情報保護管理体制の確認	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[ ]

新		旧	
具体的な制限方法	・委託契約における特定個人情報の保護について、委託先と協定を締結する。	具体的な制限方法	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[ ]
具体的な方法	・操作ログを記録している。	具体的な方法	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	特定個人情報の提供ルール	[ ]
委託先から他社への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・契約書及び協定書に、委託先から他者への情報の提供・持出は禁止することを明記する。	委託先から他社への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託先への特定個人情報の提供は連携用端末機から行い、提供を行った際は記録を残す想定だが、今後システムの詳細な仕様確定により決定する。	委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	特定個人情報の消去ルール	[ ]
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	契約で以下の措置をとることを明記する。 ・業務を処理するために委託元から引き渡され、また委託先が収集し、若しくは作成した個人情報が記録されている資料等は、業務完了後直ちに返還するものとする。ただし委託元が特定個人情報の消去について別に指示した場合には、委託先事業者から任意の様式による消去結果に係る報告書の提出を求める。	ルールの内容及びルール遵守の確認方法	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ ]
規定の内容	以下について、個人情報特記仕様書にて個人情報の取扱いについて明記する。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報の適切な管理</li> <li>・秘密の保持</li> <li>・再委託の禁止</li> <li>・目的外使用の禁止</li> <li>・第三者への提供の禁止</li> <li>・複写及び複製の禁止</li> <li>・個人情報の返還・廃棄</li> <li>・個人情報の取扱いに関する立入調査</li> <li>・事故発生時の報告</li> <li>・法令及び杉並区の条例遵守</li> </ul>	規定の内容	

新		旧	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[再委託していない]	再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ ]
具体的な方法	二	具体的な方法	
その他の措置の内容	委託先が定める個人情報の保護に関する規則及び特定個人情報等取扱規程等に沿った運用を義務付ける。	その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	リスクへの対策は十分か	[ ]
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>&lt;東京都国民健康保険団体連合会における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保情報集約システムにおいて保有する特定個人情報が、インターネットに流出することを防止するため、国保情報集約システムはインターネットに接続できないようシステム面の措置を講じている。</li> <li>・国保情報集約システムでは UTM(コンピューターウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</li> <li>・国保情報集約システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。</li> <li>・導入している OS およびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。</li> <li>・許可された電子記録媒体または機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。</li> <li>・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。</li> </ul>			
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	
[○]提供・移転しない		[ ]提供・移転しない	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	
[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)	
7. 特定個人情報の保管・消去		7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	①NISC政府機関統一基準群	[ ]
②安全管理体制	[十分に整備している]	②安全管理体制	[ ]
③安全管理規程	[十分に整備している]	③安全管理規程	[ ]



新		旧	
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	④安全管理体制・規程の職員への周知	[ ]
⑤物理的対策	[十分に行っている]	⑤物理的対策	[ ]
具体的な対策の内容	・ <u>携帯用端末機はセキュリティ・ワイヤにより固定し、作業スペースからの持ち出しがないよう措置を施す。</u>	具体的な対策の内容	
⑥技術的対策	[十分に行っている]	⑥技術的対策	[ ]
具体的な対策の内容	・ <u>携帯用端末機には、ウイルス対策ソフトを導入し、ウイルスチェックを実施する。ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。</u> ・ <u>不正アクセス防止策として、ファイアウォールを設置し、システム間の接続を制御することにより、予め許可したシステムを除く外部のシステムからの接続が行われないよう制御する。</u>	具体的な対策の内容	
⑦バックアップ	[十分に行っている]	⑦バックアップ	[ ]
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	⑧事故発生時手順の策定・周知	[ ]
⑨過去 3 年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	⑨過去 3 年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ ]
その内容	二	その内容	
再発防止策の内容	二	再発防止策の内容	
⑩死者の個人番号	[保管している]	⑩死者の個人番号	[ ]
具体的な保管方法	・ <u>死者の個人番号と生存する個人の個人番号を分けて管理しないため、「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」において示す、生存する個人の個人番号と同様の管理を行う。</u>	具体的な保管方法	
その他の措置の内容	二	その他の措置の内容	
リスクの対策は十分か	[十分である]	リスクの対策は十分か	[ ]
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	・ <u>都内他区市町村からの転入、都内他区市町村への転出、死亡、世帯の変更等が被保険者にあつた場合の異動情報を、日次で同期をとり最新の状態を保つ想定。</u>	リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	リスクへの対策は十分か	[ ]

新		旧	
リスク3:特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		リスク3:特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めている]	消去手順	
手順の内容	<u>原則として(1)国民健康保険ファイルの保存年限と同一とするための対応を行うが、今後システムの詳細な仕様確定により決定する。</u>	手順の内容	
その他の措置の内容	二	その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である]	リスクへの対策は十分か	[ ]
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—		—	
IVその他のリスク対策		IVその他のリスク対策	
1. 監査		1. 監査	
2. 従業員に対する教育・啓発		2. 従業員に対する教育・啓発	
3. その他のリスク対策		3. その他のリスク対策	
V開示請求、問合せ		V開示請求、問合せ	
1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	略	①請求先	略
②請求方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定の様式を定め、書面により、窓口で受け付けている。(詳細は、下記 URL もしくは、”2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ①連絡先”への問合せにより確認できる。)</li> <li>書面の様式・受付手続きの詳細のリンク先 杉並区公式ホームページ-申請書サービス-行政関連-情報公開等-自己情報開示・訂正・消去・利用中止請求書 (URL:<a href="http://www.city.suginami.tokyo.jp/shinseisho/gyosei/johokoukai/1006209.html">http://www.city.suginami.tokyo.jp/shinseisho/gyosei/johokoukai/1006209.html</a>)</li> </ul>	②請求方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定の様式を定め、書面により、窓口で受け付けている。(詳細は、下記 URL もしくは、”2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ①連絡先”への問合せにより確認できる。)</li> <li>書面の様式・受付手続きの詳細のリンク先 杉並区公式ホームページ-情報公開等-自己情報開示等請求 (URL:<a href="http://www2.city.suginami.tokyo.jp/apply/apply.asp?genre=8020&amp;apply=802001">http://www2.city.suginami.tokyo.jp/apply/apply.asp?genre=8020&amp;apply=802001</a>)</li> </ul>
特記事項～⑥	略	特記事項～⑥	略
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

新		旧	
①連絡先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区保健福祉部国保年金課運営調整担当	①連絡先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区保健福祉部国保年金課管理係
②対応方法	略	②対応方法	略
VI評価実施手続		VI評価実施手続	
1. 基礎項目評価		1. 基礎項目評価	
2. 国民・住民等からの意見の聴取		2. 国民・住民等からの意見の聴取	
3. 第三者点検		3. 第三者点検	
4. 特定個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】		4. 特定個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
(別添3)変更箇所		(別添3)変更箇所	